

二次選考後から派遣までの新規傷病発生報告書について

二次選考後から派遣に至るまでの間に、以下に該当する傷病が発生した場合は、治療状況などについて、予定通りの時期に派遣可能かどうか健康上の再評価が必要になります。

- 既往症の再発や悪化で、新たに通院や治療が必要になった
- 新たな病気の診断を受け、通院や治療が必要になった
- 手術をした
- 応募時の健康診査で申告していない病気がある（※¹参照）

JICA 海外協力隊の活動地域の多くは、日本と異なり自然環境や生活環境が厳しく、また医療事情、衛生状態も悪い開発途上国です。過去に罹患・治癒した病気がある方は、環境の変化により症状が悪化・再発することがあります。このような事態を出来る限り回避するためにも、きちんと病気や怪我が治ってから赴任されることが大切です。

思わぬ事故や病気に見舞われた時には、速やかに医療機関を受診し、適切な検査や治療を受けていただき、健康管理室へご一報ください。

＜提出方法＞

「新規傷病発生報告書」を PDF にして下記に提出してください。傷病経過の確認や診断書の提出をお願いすることがあります。

＜提出先＞

JICA 健康管理室

expertvolunteerkenko@jica.go.jp

件名を、「隊次・国名・新規傷病発生報告書の提出」としてご提出ください。

注意^{※1}

応募時の健康診査で申告していない病気を新たに申告する場合、医療機関の医師による「診断書」の提出をお願いします。費用は自費となります。

齲歯（虫歯）の治療や智歯（親知らず）の抜歯、レーシック手術（近視矯正）、自費のピル内服（避妊目的）につきましては、新規傷病扱いとせず、自己都合（派遣に支障が生じるかどうかの健康判定を必要としないもの）として取り扱います。訓練日程や派遣予定日に支障のないよう、十分に余裕をもって、ご自身でご対応ください。